

## 現行基本指針の項目

- I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項
- 第一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方
  - 1 基本的な考え方
  - 2 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題
    - (1) 鳥獣の保護及び管理
    - (2) 鳥獣保護区
    - (3) 鳥獣保護管理員
    - (4) 狩猟
    - (5) 有害鳥獣捕獲
    - (6) 国際的な取組の状況
    - (7) 鳥獣の流通等
    - (8) 感染症
  - 3 鳥獣保護管理事業の実施の方向性
    - (1) 生物多様性の保全
    - (2) 人と鳥獣の適切な関係の構築
      - ① 第一種特定鳥獣保護計画及び希少鳥獣保護計画による鳥獣の適切な保護
      - ② 第二種特定鳥獣管理計画及び特定希少鳥獣管理計画による鳥獣の適切な管理
      - ③ 指定管理鳥獣捕獲等事業による鳥獣の捕獲等の強化
      - ④ 狩猟の役割とその適正化
      - ⑤ 科学的・計画的な保護及び管理の進め方
      - ⑥ 科学的・計画的な保護及び管理を支える基盤の整備
    - (3) 地域住民の理解と協力、鳥獣保護管理事業の普及啓発等
    - (4) 関係主体の役割の明確化と連携
- 第二 鳥獣保護管理事業のきめ細かな実施
  - 1 制度上の区分に応じた保護及び管理
    - (1) 希少鳥獣等
      - ① 対象種
      - ② 保護及び管理の考え方
    - (2) 狩猟鳥獣
      - ① 対象種
      - ② 保護及び管理の考え方
    - (3) 外来鳥獣
      - ① 対象種
      - ② 管理の考え方
    - (4) 指定管理鳥獣
      - ① 対象種
      - ② 管理の考え方
    - (5) 一般鳥獣
      - ① 対象種
      - ② 保護及び管理の考え方
  - 2 鳥獣の特性に応じた保護及び管理の考え方
    - (1) 広域的な保護又は管理が必要な鳥獣
    - (2) 保護について特に配慮が必要な鳥獣
    - (3) 管理について特に配慮が必要な鳥獣
    - (4) 渡り鳥及び海棲哺乳類
  - 3 鳥獣の保護及び管理に関する調査研究の推進

### 第三 特定計画制度の推進

- 1 特定鳥獣の適切な保護及び管理
  - (1) 広域的な鳥獣の保護及び管理の考え方
    - ① 広域指針の作成
    - ② 広域指針の対象とする地域個体群
    - ③ 広域協議会の設置
    - ④ 科学的及び順応的管理の推進
    - ⑤ 広域指針の記載項目
  - (2) 技術ガイドライン等の整備
  - (3) 特定計画の実施状況に関するフィードバック
- 2 地域における取組の充実
  - (1) 実施計画の作成の推進
  - (2) 実施計画に基づく保護及び管理の推進
- 3 休猟区における第二種特定鳥獣の狩猟の特例制度の活用
- 4 入猟者承認制度

### 第四 人材の育成・確保

- 1 鳥獣の保護及び管理に関わる人材の確保
- 2 研修等による人材育成
  - (1) 国が実施する研修の基本的な考え方
  - (2) 地域的な視点からの研修の基本的な考え方
  - (3) 研修内容及びその普及の基本的な考え方
- 3 認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用

### 第五 鳥獣保護区の指定及び管理

- 1 鳥獣保護区の適切な指定及び管理
  - (1) 鳥獣保護区の指定及び管理の考え方
  - (2) 保護に関する指針の充実
- 2 鳥獣保護区における保全事業の推進
- 3 環境教育等の推進

### 第六 狩猟の適正化

- 1 基本的な考え方
- 2 狩猟者の資質向上のための免許試験及び講習の充実
- 3 網猟とわな猟の適切な実施
- 4 狩猟者の確保
- 5 鳥類の鉛中毒の防止

### 第七 傷病鳥獣の取扱い

### 第八 鳥獣への安易な餌付けの防止

### 第九 国際的取組の推進

### 第十 感染症への対応

## 第十一 関係主体の役割の明確化と連携

- 1 関係主体ごとの役割
  - (1) 国の役割
  - (2) 地方公共団体の役割
    - ア 都道府県
    - イ 市町村
  - (3) 事業者、市民、民間団体、専門家等の役割
    - ア 事業者
    - イ 市民、民間団体（NPO、NGO）、専門家等
- 2 関係主体の連携
  - (1) 鳥獣保護管理事業計画
  - (2) 特定計画等
  - (3) 地域に根ざした取組の充実

## 第十二 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項

- 1 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣
- 2 国の鳥獣捕獲許可の許可基準
- 3 輸入鳥獣の取扱いの適正化
  - (1) 特定輸入鳥獣の指定の考え方
  - (2) 特定輸入鳥獣の取扱い
- 4 愛玩飼養の取扱い

## II 希少鳥獣の保護に関する事項

### 第一 希少鳥獣の保護及び管理

### 第二 希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画の作成に関する事項

- 1 計画の対象とする鳥獣
  - (1) 希少鳥獣保護計画の対象とする鳥獣
  - (2) 特定希少鳥獣管理計画の対象とする鳥獣
- 2 計画の期間
- 3 計画の対象地域
- 4 保護又は管理の目標
  - (1) 希少鳥獣保護計画における目標
  - (2) 特定希少鳥獣管理計画における目標
- 5 保護事業及び管理事業
  - (1) 希少鳥獣保護計画に基づく保護事業
    - ア 希少鳥獣の保護のための方策に関する事項
    - イ 希少鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
  - (2) 特定希少鳥獣管理計画に基づく管理事業
    - ア 特定希少鳥獣の管理のための方策に関する事項
    - イ 被害防除対策に関する事項
- 6 計画の記載項目
  - (1) 希少鳥獣保護計画の記載項目
  - (2) 特定希少鳥獣管理計画の記載項目
- 7 計画の作成及び実行手続
  - (1) 関係地方公共団体との協議
  - (2) 利害関係人の意見の聴取
  - (3) 計画の決定及び公表・報告
  - (4) モニタリング
- 8 計画の見直し

### Ⅲ 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

#### 第一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間

#### 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

- 1 鳥獣保護区指定の目的と意義
- 2 鳥獣保護区の指定方針
- 3 鳥獣保護区の指定区分及び指定基準
  - (1) 森林鳥獣生息地の保護区
  - (2) 大規模生息地の保護区
  - (3) 集団渡来地の保護区
  - (4) 集団繁殖地の保護区
  - (5) 希少鳥獣生息地の保護区
  - (6) 生息地回廊の保護区
  - (7) 身近な鳥獣生息地の保護区
- 4 特別保護地区の指定
  - (1) 森林鳥獣生息地の保護区
  - (2) 大規模生息地の保護区
  - (3) 集団渡来地の保護区
  - (4) 集団繁殖地の保護区
  - (5) 希少鳥獣生息地の保護区
  - (6) 生息地回廊の保護区
  - (7) 身近な鳥獣生息地の保護区
- 5 特別保護指定区域
- 6 休猟区の指定
- 7 鳥獣保護区の整備等
  - (1) 管理施設、利用施設の整備
    - ① 管理施設の整備
    - ② 利用施設の整備
  - (2) 保全事業の実施

#### 第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

- 1 鳥獣の人工増殖
  - (1) 希少鳥獣等
  - (2) 狩猟鳥獣
- 2 放鳥獣等
  - (1) 狩猟鳥獣
    - ① 鳥類
    - ② 哺乳類
  - (2) 希少鳥獣等
  - (3) 外来鳥獣等

#### 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

- 1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方
  - (1) 希少鳥獣
  - (2) 狩猟鳥獣
  - (3) 外来鳥獣等
  - (4) 指定管理鳥獣
  - (5) 一般鳥獣
- 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定
  - (1) 許可しない場合の基本的考え方
  - (2) 許可する場合の基本的考え方
  - (3) わなの使用に当たっての許可基準
  - (4) 許可に当たっての条件の考え方
  - (5) 許可権限の市町村長への委譲
  - (6) 捕獲実施に当たっての留意事項
  - (7) 捕獲物又は採取物の処理等
  - (8) 捕獲等又は採取等の情報の収集
  - (9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方
- 3 学術研究を目的とする場合
  - (1) 学術研究
  - (2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）
- 4 鳥獣の保護を目的とする場合
  - (1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的
  - (2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的
  - (3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的
- 5 鳥獣の管理を目的とする場合
  - (1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的
  - (2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的
- 6 その他特別の事由の場合
  - (1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
  - (2) 愛玩のための飼養の目的
  - (3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的
  - (4) 鵜飼漁業への利用の目的
  - (5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的
  - (6) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認めら
- 7 鳥類の飼養登録
- 8 販売禁止鳥獣等の販売許可

#### 第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

- 1 特定猟具使用禁止区域
- 2 特定猟具使用制限区域
- 3 猟区
  - (1) 猟区の設定
  - (2) その他
- 4 指定猟法禁止区域
  - (1) 指定の考え方
  - (2) 許可の考え方
  - (3) 条件の考え方

## 第六 特定計画の作成に関する事項

- 1 計画作成の目的
- 2 対象鳥獣
  - (1) 第一種特定鳥獣保護計画の対象鳥獣
  - (2) 第二種特定鳥獣管理計画の対象鳥獣
- 3 計画期間
- 4 対象地域
- 5 保護又は管理の目標
  - (1) 第一種特定鳥獣保護計画の保護の目標
  - (2) 第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標
- 6 保護事業又は管理事業
  - (1) 第一種特定鳥獣保護計画の保護事業
  - (2) 第二種特定鳥獣管理計画の管理事業
- 7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項
  - (1) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的
  - (2) 実施期間
  - (3) 実施区域
  - (4) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
  - (5) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価
  - (6) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者
- 8 計画の記載項目及び様式
  - (1) 第一種特定鳥獣保護計画の記載項目
  - (2) 第二種特定鳥獣管理計画の記載項目
- 9 計画の作成及び実行手続
  - (1) 検討会・連絡協議会の設置
  - (2) 関係地方公共団体との協議
  - (3) 利害関係人の意見の聴取
  - (4) 計画の決定及び公表・報告
  - (5) 計画に関する実施計画の作成
  - (6) 実施計画に基づく保護又は管理の推進
  - (7) モニタリング
- 10 計画の見直し
- 11 計画の実行体制の整備

## 第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

- 1 鳥獣保護対策調査
  - (1) 鳥獣生息分布等調査
  - (2) 希少鳥獣等保護調査
  - (3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査
- 2 鳥獣保護区等の指定・管理等調査
- 3 狩猟対策調査
  - (1) 狩猟鳥獣生息調査
  - (2) 放鳥効果測定調査
  - (3) 狩猟実態調査
- 4 鳥獣管理対策調査

## 第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

- 1 鳥獣行政担当職員
- 2 鳥獣保護管理員
  - (1) 鳥獣保護管理員の活動について
  - (2) 鳥獣保護管理員の任命について
  - (3) 鳥獣保護管理員の総数について
  - (4) 鳥獣保護管理員の資質の維持・向上について
- 3 保護及び管理の担い手の育成
- 4 鳥獣保護センター等の設置
- 5 取締り
- 6 必要な財源の確保

## 第九 その他

- 1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題
- 2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い
- 3 狩猟の適正管理
- 4 傷病鳥獣救護の基本的な対応
  - (1) 基本的な考え方
  - (2) 救護個体の取扱い
  - (3) 感染症対策
  - (4) 野生復帰
- 5 安易な餌付けの防止
- 6 感染症への対応
- 7 普及啓発
  - (1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等
  - (2) 野鳥の森等の整備
  - (3) 愛鳥モデル校の指定
  - (4) 法令の普及の徹底

## IV 指定管理鳥獣の管理に関する事項

### 第一 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項

- 1 目的
- 2 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する事項

### 第二 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事項

- 1 背景及び目的
- 2 対象鳥獣の種類
- 3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間
- 4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域
- 5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
- 6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容
- 7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制
- 8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項
- 9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

### 第三 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成及び実行手続

- 1 関係地方公共団体との協議
- 2 利害関係人の意見の聴取
- 3 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の決定及び公表・報告
- 4 国指定鳥獣保護区において実施する場合の手続
- 5 国の機関が実施する場合の手続

#### 第四 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方

- 1 委託先の考え方
- 2 委託契約のあり方及び考慮すべき事項
- 3 従事者証の交付

#### 第五 夜間銃猟の実施に関する作業計画

- 1 夜間銃猟の委託と作業計画の作成
- 2 夜間銃猟の実施手続

#### 第六 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施結果の把握と評価